

金人慶・財政部長 「中華人民共和国企業所得税法」立法の必要性と公表の時機について  
中国人大網 2007年3月8日

各代表の皆様：

国務院からの依頼により、「中華人民共和国企業所得税法【草案】」について説明する。

社会主義市場経済体制をより完全にするため、党の十六回三中全会における“各種企業の税制統一”の精神に基づき、わが国の経済社会発展の（過程で生じた）新しい状況にあわせ、財政部、税務総局、国務院法制弁公室は共同で「中華人民共和国企業所得税法【意見募集稿】」を起草し、2004年書面により全国人民大会財經委員、全国人民大会常務委員会【以下、常委会】法律工作委、預工委員、各省・自治区・直轄市の計画単列都市（深セン、寧波、青島、大連、アモイ）人民政府及び国務院関連部門へ意見を募り、さらに関連部門、企業、専門家の参加する座談会をそれぞれ行い、直接意見を聴取した。

（さらに）2006年、再度32の中央機関に意見を募った。内資系企業、外資系企業【中外合資、中外合作、外商独資と海外企業を含む。以下同様】共に所得税税制改革の進度を加速、出来るだけ早く統一した企業所得税法を実施し、競争する各企業にとって公平な税制環境を作ることが必要であると、関係各所は普遍的に認識している。各方面からの意見を吸収するなかで、更に修正、改善を行い、「中華人民共和国企業所得税法【草案】」【以下、“草案”】が作成された。草案は、国務院常務会議討論を通過した後、2006年9月28日に全国人代常務委員会に審議のため提出された。

第十回全国人大常委会第二十五回会議において草案に関する審議が行われた。年1月に、全国人大常委弁公室は草案を全国人大代表に送り、組織代表は計画的に草案の研究、討論を行った。常委会メンバー及び全国人大代表は、すでに統一企業所得税法を制定する時機がきており、草案は基本的に実行可能であると認識しており、同時にいくつかの修正意見も提出した。

常委会メンバー及び全国人大関係部門専門委員会の審議意見、及び全国人大代表が提出した意見に基づいて、国務院は草案に対し再度修正を行い、今回の全国人民代表大会で審議する草案となった。ここに（草案について）以下のように説明する：

## 一、立法の必要性と公表の時機

わが国の現行の企業所得税は内資・外資系企業それぞれで立法化され、外資系企業は1991年第七回全国人民代表大会第四次会議を通過した「中華人民共和国外商投資企業と外国企業所得税法」【以下、外資税法】、内資系企業は1993年に国務院が發布した「中華人民共和国企業所得税暫定条例」【以下、内資税法】を適用してきた。20世紀における70年代末の改革開放以来、外資系企業を誘致し、経済を発展させる為、外資系企業に対しては内資とは別の税制政策を採用してきたが、実践によってこのような方法を必要としたことを証明し、改革開放や外資導入、経済発展の促進に重要な役割を果たしてきた。2006年末までに、

全国で批准された外資系企業は累計 59.4 万件になり、外資投資額は実行ベースで 6,919 億米ドルとなった。2006 年外資系企業から納められた各種税金は 7,950 億元となり、全国税収の 21.12%となっている。

現在、わが国の経済社会情勢は大きな変化が生じており、社会主義市場経済体制の基礎が建立されている。WTO 加盟後、国内市場の対外開放は一段と進み、内資系企業も次第にグローバルな経済体系の中に組み込まれてきており、ますます大きな競争という圧力に直面、今後も内資・外資系企業で異なる税収政策を採用していけば、内資系企業を不平等な競争環境の中に置くことになり、統一的かつ規範化された公平な競争市場環境を建立するのに影響が出てくる。現行の内資税法、外資企業所得税制度を実施する中、新しい情勢のニーズには適していない、いくつかの問題が明るみに出ている。

第一に、現行の内資税法と外資税法の差は比較的大きく、企業間の税負担の不公平感や不均衡を作り出している。現行の税法には納税優遇措置、税前（所得）控除政策などがあり、外資系企業に対して甘く、内資系企業には厳しいという問題が存在し、全国企業所得税税源調査資料の推計によれば、内資系企業の平均負担税率は 25%前後で、外資系企業の平均負担税率は 15%前後となっており、内資系企業の平均負担税率は外資系企業を 10%近く上回っていることから、企業による納税優遇措置の統一や公平な競争を望む声が今まで以上に高まってきている。

第二に、現行の企業所得税の優遇政策には大きな盲点があり、企業の経営行為をねじ曲げ、国家税金の流失を招いている。例えば、一部の内資系企業では資金を国外へ回金してから再度国内へ投資するという“迂回投資（中文：返程投資）”方式を採用しており、外資系企業（として）所得税の優遇などを受けている。

第三に、現行の内資税法や外資税法は 10 年以上前から実施されているが、わが国の経済社会情勢には大きな変化が生じており、現在の状況に対し速やかに改善と修正を行う必要がある。部門規範化文件として公布された多くの重要な税収政策も、即座に法律に組み込む必要がある。

企業所得税制度に存在する上述の問題を効果的に解決するため、迅速に内資・外資系の企業所得税を統一する必要がある。まず、企業所得税の“両法統合（中文：両法合併）”改革は、わが国の経済構造を優良化し、産業のレベルアップに資するものである、また、各種企業の公平な競争の税制環境を作り上げることに利するもので、わが国社会主義市場経済の発展における新段階に適応する制度刷新であり、さらに“五つの総合計画”を体現し、経済社会発展の維持に向けた戦略の一部措置として促進し、中国経済制度が成熟へと向う、規範的な意味を込めた作業の一つとして、社会各界における普遍的なコンセンサスと要望でもある。

目下、わが国の経済は高度成長の時期にあり、企業の全体の効果と収益は近年大きく伸びており、財政収入は堅調な増加基調を維持している。国際税制改革の経験を鑑みれば、このような状況の下で企業所得税改革を推進することは、国家財政と企業の負担能力が共

に比較的大きいなかで、改革に有利な時機である。

## 二．企業所得税改革の指導思想と原則

企業所得税改革の指導思想は、科学的発展観と完全な社会主義市場経済体制の総体的なニーズに基づき、“簡単な税制、広汎な税収基盤、低税率、厳しい徴収管理”という税制改革の原則に照らし、国際経験を参考としながら、各種企業に統一適用する科学（的）・規範（化された）の企業所得税制度を建立し、各種企業のために、公平な市場競争環境を創造することである。

上述の指導思想に基づき、企業所得税改革は以下の原則に従う。

- 1．公平な税負担原則を貫徹し、目下の内資・外資系企業納税待遇の相違や税負担の差異といった大きな問題を解決する。
- 2．科学的発展観の原則を確実にする原則により、経済社会及び区域別の調和的な発展を統一して計画・案配し、環境保護と社会全体的な進歩を促進、国民経済の持続的発展を実現する。
- 3．調節・コントロールを作用させるという原則（の力）を発揮し、国家産業政策の要求に基づき、産業のレベルアップと技術進歩を推進し、国民経済構造を優れたものにする。
- 4．国際慣例（に従うという）原則に照らし、世界各国の税制改革の最新動向を参考にし、企業所得税制度の更なる充実と改善を行い、可能な限り税法の科学性と完全性及び先見性を体現する。
- 5．分配関係をきちんと整理するという原則により、財政の負担能力と納税者の負担レベルの両方に考慮し、財政収入を効果的に組み立てる。
- 6．税徴収管理に資するという原則により、徴収管理行為を規範化し、また納税者の便宜のため、税徴収・納付コストを低減する。

## 三．草案の主要目的

上述の指導思想と原則により、国際的にも通用している方法を参照し、草案は“四つの統一”を体現している：内資・外資系企業に統一した企業所得税税法を適用：企業所得税税率を統一かつ適切に低減：税前（所得）控除方法と基準を統一、規範化：税収優遇政策を統一し、“産業優遇をメインとし、地域優遇をサブとする”という新税制優遇体系を実行。特別な説明が必要なことは、全国人民代表大会で可決した「中華人民共和国企業所得税法」【以下新税法】後、国务院は新税法に基づき、実施条例を制定し、関連規定をより詳細にし、新税法と同時に実施することである。

### （一）税率

現行の内資系企業と外資系企業の所得税の税率は 33% となっており、同時に特別区域の

外資系企業に対しては 24% や 15% などの優遇税率を適用、また内資の利益の少ない企業に対しては 27% や 18% のような 2 段階の配慮した税率を適用しており、このように税率（の種類）が多くなると、各分野で名目上の税率と実際に負担する税の差が大きくなる。従って、内資と外資の企業所得税率を統一する必要がある。

草案では新しい税率を 25% と確定した【草案の第四条第一項】。主に考慮したのは、内資系企業の税負担を軽減し、外資系企業に対しても出来る限り税負担の増加を少なくすること、同時に財政の税収減を負担可能な範囲内に調整、さらに国際的な周辺国家【地区】の税率水準を考慮した。全世界の 159 の企業所得税を実施している国家【地区】の平均税率は 28.6% であり、わが国の周辺 18 国家【地区】の平均税率は 26.7% である。草案で規定した 25% の税率は、国際的な平均を少し下回る水準で、企業競争力の向上と外資系企業の投資誘致に有利となる。

## （二） 税制優遇

### 1. 主要内容

内資・外資の企業所得税負担を統一するため、各国の税制改革の新たな方向性を盛り込み、草案では以下の 5 つの方法で、現行の税収優遇政策の整合を行った。1 つ目は、規定条件に合致した利益の少ない小企業（中文：小型微利企業）に対しては、20% の優遇税率を実行し、国家が重点的に扶助をするハイテク企業に対しては 15% の優遇税率【草案第二十八条】を実行し、ベンチャー投資などの企業への税制優遇【草案第三十一条】、及び環境保護、省エネ節水、安全生産などの分野へ投資している企業へも税制優遇【草案第三十四条】を拡大する。2 つ目は農林牧畜漁業、インフラ投資の税制優遇政策を維持すること【草案第二十七条】。3 つ目は、労働サービス企業、福祉企業、資源総合利用企業の直接減免税制政策に代わる優遇政策を取る【草案第三十条、第三十三条】。4 つ目は、対外経済合作と技術交流を発展させるために法律に基づき設置された特定地区【すなわち経済特区】内、及び国务院が既に執行している上述の地区の特別政策地区【すなわち上海浦東新区】内に新規設立した国家が重点的に扶助するハイテク企業は、過渡期性の優遇（措置）を享受できる。国家が定めたその他の奨励企業【すなわち西部大開発地区の奨励類企業】に対しては所得税優遇政策【草案第五十七条】を引き続き執行する。5 つ目は、外資系生産型企業の期間限定の減免税優遇政策、主に製品を輸出する外資系企業の半減徴収優遇政策【附表 1【草案代二十七条】】を取り消す。それ以外に、全国人大代表が提出した意見により、草案では「企業の環境保護項目に従事する企業の所得」及び「企業の条件に符合する技術譲渡所得」は減免税などの税制優遇を受けられる【草案第二十七条】等の内容を加え、国家が環境保護及び技術進歩を奨励するという政策方針を体現している。

以上の調整を通し、草案で確定した税制優遇の主要内容は、技術革新や科学技術の進歩の促進、インフラ建設の奨励、農業発展及び環境保護・省エネの奨励、安全な生産のサポート、公益事業の促進と小規模の組織団体へのサポート、自然災害（損失）項目の減免税



優遇政策などが含まれている。【草案第四章】

ハイテク企業及び小規模で利益の少ない企業は国民経済において特別な地位にあり、他の国々の経験を参考にし、国家が重点的に扶助するハイテク企業及び小規模で利益の少ない企業に対して優遇税率を適用することは必要である。ハイテク企業及び小規模で利益の少ない企業の認定基準は、同政策を実行する上での（重要な）ポイントであるということを考慮すると、発展や変化の状況に基づき絶えず改善する必要がある、具体的内容は実施条例の中で規定するのが妥当である。現在、国務院の関連部門は、ハイテク企業及び小規模で利益の少ない企業に対する認定基準の論証・研究を行っている。

## 2. 従来、法定税制優遇を受けてきた企業に対し過渡期的措置を実施

一部の既存企業の税負担が新税法（導入）により増える影響を軽減するため、草案では、新税法公布前にすでに設立を認可され、当時の税制度・行政法規の規定により低税率と定期減免税の優遇を受けることの出来る既存企業に対しては、過渡期性の配慮を与える。現行の税制により15%や24%等の低税率を受けてきた既存企業は、国務院の規定により、新税法の実施後5年間は低税率を享受できるが、5年のうちに新しい税率に移行する。これまでの税法により期間限定の減免税優遇を受けてきた既存企業については、新税法実施後も、現行の税制による優遇基準と期限に基づき、（既に優遇を受けた期間を差し引いて）継続して残存部分の優遇を受けることができるが、利益を上げておらずこの優遇を受けていない企業については、優遇期限は新税法実施年度から計算することとする。過渡期措置の政策性が高いこと、状況が複雑であることを考慮し、草案では、上述の過渡期の具体的な弁法については国務院が規定するとしている。【草案第五十七条】

## （三）納税者と納税義務

多くの国家は個人以外の組織もしくはその実態に基づいて課税しており、これは法人を標準とし納税者とするもので、法人（単位の）税制の実行は、企業の所得税制改革の方向である。それゆえ、草案では現行の内資税法において“独立経済計算（単位）”を基準として納税者を確定する規定を取り消した。同時に納税者の範囲を企業とその他収入を取得する組織と規定しており、このことは現行の税法に関連する規定と基本的に一致する。二重課税を避ける為にも、草案では同時に個人独資企業とパートナーシップ企業にはこの法を適用しないと定めた。【草案第一条】

国際的に通用している方法に基づき、草案では規範化された“居住者企業”と“非居住者企業”の概念を取り入れ、居住者企業は全面的に納税義務、すなわちその国内外の全ての所得に関して納税義務を負うものとする（全世界所得課税）。非居住者企業は有限の納税義務を負い、一般的にはわが国の国内を源泉とする所得についてのみ納税するものとする。国際的には、居住者企業の判定基準として“登記地基準”“実質管理機構所在地基準”“総本部所在地基準”等があり、多くの国家ではいくつかの基準をあわせた方法を使用している。わが国の実際の状況に合わせ、草案では“登記地基準”と“実質管理機構所在地基準”

を合わせた方法を採用し、居住者企業と非居住者企業に対し明確な定義を行った。【草案第二条】

(四) 課税される所得金額。課税される所得金額は企業所得税額を計算する根拠となるものである。草案は、企業が各納税年度における収入総額から非課税収入、免税収入、各項目の控除及び(税務上)損益通算を認められた繰越欠損を差し引いた後の残額を課税される所得金額として規定している。【草案第五章】

#### 1. 収入

草案では、収入総額を“企業が貨幣形式と非貨幣形式をもって各種源泉から取得する収入”【草案第六条】と定義すると同時に、草案では“非課税収入”つまり財政支出、財政管理の行政事業性支出、政府性基金など財政性資金収入に対しても明確な規定を行った【草案第七条】。草案では国債の利息収入、条件に合致する居住者企業間の配当、所得利益配分(中文:紅利)など権益性の投資収益等を“免税収入”と規定し【草案第二十六条】、企業所得税における課税所得の範囲を明確化した。

#### 2. 控除及び資産の税務処理

現在、内資、外資の企業所得税は、コスト費用等の控除(関連)規定に関して全てが一致しているわけではなく、例えば、内資の企業所得税の場合は(従業員給与支出をすべて控除できるわけではない)給与所得税計算制度を適用し、外資企業所得税の場合は、(従業員給与について)事実に基づき(支出分すべてを)控除する制度となっている。草案では、企業で実際に発生する各項目の支出に関する控除政策を統一し、公益性のある寄付金支出を控除する基準【草案第九条】を規定し、控除してはいけない支出範囲を明確にした。それと同時に企業で実際に発生する関連の固定資産、無形資産、長期前払い費用、投資資産や棚卸資産等といった各種支出項目の(所得)控除に対しても統一的に規範化を行った。【草案第十一条~第十六条】

#### (五) 税徴収管理

企業所得税の徴収管理は、税徴収管理法の規定により実施する。しかし、企業所得税の税徴収管理には納税地点や分支機構の一括納税等といった特別な要求がある。企業所得税徴税行為を規範化し、納税人の便宜をはかり、また納税コストの低減のため、草案ではこれらに対して補充規定を定めている。

1. 納税方式。現行の方法は、内資系企業は独立経済計算の単位を納税者として当地納税し、外資系企業は企業の総本部がまとめて納税する。納税方式を統一し、納税者の便宜をはかるため、草案では、中国国内において法人資格を持たない営業機構を設立する居住者企業について、一括計算し、企業所得税を支払うこととした。【草案第五十条】

2. 特別納税調整。現在、一部の企業が各種回避手段を講じて所得税の租税回避を行う現

象が日増しに深刻化しており、租税回避と反租税回避の対立は益々激しくなっている。租税回避行為を防止するため、草案では国際的な慣例を参考にし、関連者の移転価格（による納税回避）を防止するための明確な規定を作り、同時に一般反租税回避、資本弱体化防止、タックスヘイブン地域利用による租税回避防止、査定手順と国務院規定に基づいた未納税額への利息徴収などの条項を追加し、反租税回避手段を強化し、租税回避の防止及び抑制に効果的なものにし、国家の利益を保護するものとした。【草案第六条】

#### 四．企業税負担と財政収入への影響

新税法を実行することは、各種企業の税負担に一定程度の変化が生じることになる。内資系企業については、主に税負担が軽減されることになり、外資系企業にとっては、税負担が若干重くなることになる。しかし、既存企業に対し一定期間の過渡期優遇措置を採用したことにより、生産経営活動に大きな影響が出るわけではない。国際的な経験からすると、安定した政治体制、良好な経済発展、広汎なマーケット、豊富な労働力資源、及び法制環境整備と政府サービスの継続的な改善などが、外資誘致の（ための）主な要因であり、税収優遇は（要因の）一部に過ぎず、新税法の実施は外資導入に対し大きな影響はない。

新税法実施後、内資企業所得税の法定名義税率は 33% から 25% となり、8% 引き下げられ、外資系企業の所得税法定標準税率も 33% から 8% 引き下げられるが、一部外資系企業は従来 24% 若しくは 15% の低税率優遇を適用されていたことにより、法定標準税率は 1~10% 上がることになる。

新税法実行後、一部の外資系企業には新税法規定によりハイテク企業の優遇税率が適用されること、小規模で利益の少ない企業（中文：小型微利企業）には配慮された低税率が適用されること、一部の外資系企業には過渡期性の優遇政策を適用されることを考慮すれば、新税法実行後外資系企業の財務コストに対する大きな影響はない。全体的に法定税率が下がったこと、税前（所得）控除基準が広がったことから、2008 年に新税法が実施されれば、現行の税法基準による財政の税収と比べ 930 億元の減収となる。うち内資系企業の企業所得税の減収は約 1,340 億元、外資系企業の所得税増収は 410 億元である。もし従来法定税優遇を受けてきた既存企業への過渡期措置を考えれば、新税法実施当年にもたらされる財政減収はより多くなるが、財政としては受け入れられる範囲内である。

新税法実行後、親会社（総公司）と分支機構の一括納税を実施するため、一部地域への税収移転問題を招く可能性があり、税収が減少する地域の財政にある程度影響がある。2002 年の所得税相互配分改革の際にも、地域を跨いで一括納税する企業からの所得税収入に対して、要素分配及び税金の先払いという方法で、ある程度税収移転の問題を解決した。

その他、現行の一般移転支払い方法に従い、税収が減少する地域の財政は自動的に一定の補償が得られ、中央財政の財政分配の均衡力が高まるのに伴い、このような補償メカニズム作用はますます明確化する。新税法実行後も、税源移転問題について追跡調査を行い、新しく生じた問題に対しては、即時に検討を行い、解決する。

<三菱東京 UFJ 銀行 上海支店・香港支店仮訳>

\*( )内は原文に記述されていないものの、読みやすくするために言葉を補ったもの。

以 上